

# 凍結から水道管を守りましょう

今年1月の寒波では、市内のいたるところで漏水被害が見られ、市へ届出があった家庭内の漏水は**89件**に上りました。

気温が氷点下になると、水道管の中の水が凍って膨張し、破裂することがあります。加えて、積雪のため水道メーターの検針ができず、漏水の発見が遅れ、料金も高額になってしまいます。次のことを心掛けて、冬の凍結や積雪から水道管を守りましょう。

問合せ 上下水道課 総務経理G ☎ 73-8036

(今年1月の漏水被害例)

1カ月の料金 (消費税込み)	普段の平均使用量 (1カ月あたり 32m)	今回の漏水請求額 (144m漏水)
上水	5,423円	25,751円
下水	4,829円	24,211円
合計	10,252円	49,962円

## 屋外の水道管の保護

屋外でむきだしになっている場所や、北向きで風当たりの強い場所の水道管は、保温材などで保護しましょう。

## 水道メーターの位置を確認

凍結による漏水を確認しようとしても、積雪で水道メーターの位置が分からない場合があります。あらかじめ水道メーターの位置を確認しておきましょう。

普段からメーターボックスの上に物を置かないよう、メーター周辺の整頓や除雪にご協力をお願いします。

## 積雪時の料金について

積雪のため検針ができない場合は、前回と同じ水量で料金を算定し、次回2カ月後の検針時の実績値で再計算して過不足分を調整します。

なお、自分で検針して数値を報告していただくことで、実測値として修正することが可能です。

**普段よりも何倍もの請求額になることがあります！**

## 日ごろから確認を

宅内の水道管の破裂や漏水による水道料金は、自己負担になります。放置すれば、場合によっては**2カ月後の検針まで漏水したままになります**。日ごろから、漏水がないか確認するようにしましょう。

…………… 漏水の確認方法 ……………

全ての蛇口を閉め、水道メーターを確認してください。メーターが動いている場合は、漏水の可能性がります。漏水が判明したら、市指定給水装置工事事業者(※)に修繕を依頼してください。

※ 事業者一覧は、二次元バーコードで確認してください。



▲ ホームページ



ここを見て  
ください！



# 雪に備える

市では、12月から3月まで除雪計画を立てて、道路交通を確保しています。積雪が予想される場合は除雪体制に入り、幹線道路を中心に重要性の高い路線から順次除雪を行います。安全かつ効率よく除雪が行えるよう、皆様のご協力をお願いします。

問合せ 建設課 管理G ☎ 73-8031

## 除雪作業に関するお願い

### \*路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げになります。法律違反にもなりますので、絶対にやめてください。

### \*除雪車には近寄らない

人身事故など重大な事故が起こる恐れがあるため、除雪車には絶対に近寄らないでください。

### \*こんなところは各区で除雪を

消火栓や防火水槽付近、歩道、ごみ収集場所などは皆さんで協力して、除雪をお願いします。

### \*赤い旗で目印を

危険物や工作物のあるところ、ごみ収集場所などには赤い旗を立てるなど目印をしてください。

### \*樹木を伐採しましょう

道路際の竹や木が積雪で路上に倒れると、交通や除雪作業の妨げとなります。降雪前に伐採や補強などの適切な処置をお願いします。

### \*積雪時はマイカーを自粛

交通渋滞を避けるため、積雪期間はできるだけ公共交通機関を利用してください。また、大雪の際は不要不急の外出は避けてください。

### \*道路に雪を捨てない

交通の支障になり大変危険ですので、道路に雪を捨てないでください。

### \*その他

より良い除雪作業を行うため、やむを得ず個人の敷地内に赤白のスノーポールを設置させていただく場合がありますので、ご理解をお願いします。

また、道路除雪を行った際に、意図せず玄関先へ雪の塊が残ることがあります。その場合は申し訳ありませんが、各自で除雪作業をお願いします。

## みち情報ネットふくい

県内の路面状況の画像および道路除雪に関する情報を提供しています。



# 高齢者世帯の除雪費用を補助します！

屋根の雪下ろしや住宅前の除雪にかかった費用を助成します。詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 健康長寿課 高齢福祉G ☎ 73-8022

## 条件

屋根の雪下ろしは60cm以上、住宅前の除雪は30cm以上の積雪があった場合

## 要件 (全て該当)

- ・市民税非課税世帯
- ・自力で除雪ができない
- ・近隣に除雪をしてくれる親戚などがいない
- ・生活保護を受けていない

## 対象 (同じ世帯の全ての者が次のいずれかに該当する世帯)

- ① 65歳以上の高齢者
- ② 身体障害者手帳3級以上を交付されている者
- ③ 満18歳未満の者

※アパートや住んでいない家は対象外となります。また、地区など無償で除雪を受けられる場合は、そちらを優先してください。

## 助成額

かかった費用の2分の1

※ただし、屋根の雪下ろしは年度につき7,000円、住宅前の除雪は年度につき3,000円を限度とします。

## 申込み

申請書に領収書(請求書)を添付し、健康長寿課へお申し込みください。申請書は、市ホームページからダウンロードできます。

期限 令和6年3月29日(金)

## 除雪支援協力事業所

- ・あわら市シルバー人材センター
- ・福井県屋根工事業協同組合
- ・特定非営利活動法人ピアファーム

- ・お助けマッハ隊
- ・(株)ハート&ハート 暮らしのお助けサービス

※業者は、事前に見積りを取り、内容を確認したうえで実施してください。

※支援の内容は、事業所ごとに異なります。また、降雪や積雪の状況により、すぐに支援に入ることができない場合があります。



# ~健康長寿課から控除についてのお知らせ~

問合せ 健康長寿課 高齢福祉G ☎ 73-8022

## おむつに係る費用の医療費控除

おむつ費用が医療費控除の対象として認められるためには、毎年の確定申告の際に、寝たきり状態であることや治療上おむつの使用が必要であることについて、医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要となります。ただし、2年目以降の人については、市が発行する証明書でおむつ費用の医療費控除を受けることができます。

なお、市が発行する証明書の交付を受けるには、前年の医療費控除の申告の際に取得したおむつ使用証明書の控えが必要ですので、忘れずにご持参ください。

## 対象

要介護認定を受けている人で、一定の要件を満たした人

## 介護保険における障害者控除について

介護保険の要介護認定を受けている人は、障害者手帳の交付を受けていなくても市が障害者控除対象者に認定することで、所得税法および地方税法上の障害者控除の対象となります。

この障害者控除を受けるには、「障害者控除対象者認定書」が必要ですので、希望する場合は、確定申告前に健康長寿課に申請してください。判定して該当する人には、認定書を交付します。

所得から控除できる金額の詳細は、税務課または確定申告をされる所轄の税務署にお問い合わせください。

## 対象

その年の12月31日時点で、要介護認定(要介護1から要介護5)を受けている65歳以上の人、または、引き続き6カ月以上にわたって身体の障害により寝たきりの状態で、医師の診断書などで認められる人